

2021年4月6日
責任投資推進部

投資先企業(国内上場株式)に対する議決権行使基準の改正

- 第一生命保険は、投資先企業(国内上場株式)に関する議決権行使基準について、一部改正を行います。今回公表の主な改正項目は以下のとおりです。
 - ◆ コーポレートガバナンス・コード改訂および東証新市場区分に対応し、東証プライム市場に上場する企業については、独立社外取締役 1/3 以上かつ 2 名以上を求める(2023 年 4 月適用開始)。また、グローバル市場に上場する企業については、市場コンセプトを反映した適切なガバナンス体制(独立社外取締役 1 名以上)を求める。
 - ◆ 社外取締役の独立性を担保する趣旨から、議決権保有比率 10%以上の大株主である団体出身者は独立性がないものと判断するとともに(従来は「15%以上」の大株主を対象)、当該基準について東証プライム市場以外も含む全上場企業への適用を開始する(2023 年 4 月適用開始)。
 - ◆ 社外取締役・社外監査役等の機能の実効性を担保する趣旨から、取締役会・監査役会等への出席率基準について、東証プライム市場以外も含む全上場企業への適用を開始する(2022 年 4 月適用開始)

なお、対話を通じて当社の考え方をお伝えし、企業に取組を促していくことが重要であるとの考えのもと、議決権行使基準の改正内容に応じて適用時期を決定しております。

※詳細については以下の当社ホームページをご参照下さい(標題をクリック)

[議決権行使基準の改正内容](#)

[議決権行使基準\(本文:2021年4月1日改正\)](#)

[新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた議決権行使運営方針等\(2020年9月公表\)](#)